

南種子町農業委員会平成 25 年 9 月総会議事録

1 . 開催日時 平成 25 年 9 月 20 日 (金) 午前 9 時 30 分から午前 10 時 8 分

2 . 開催場所 研修センター 1 階東側会議室

3 . 出席委員

会長	8 番	戸石 助美			
会長職務代理者	10 番	石堂 かよ子			
委員	1 番	小脇 登	2 番	中峯 哲義	
	3 番	中里 安男	5 番	小山 重和	
	6 番	小脇 又男	7 番	西田 暁	
	9 番	高田 照美	11 番	古市 道則	
	12 番	西園 和良			

4 . 欠席委員 4 番 寺田 誠

5 . 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 議案協議

議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 23 年度第 14 号農用地利用集積計画の一部変更に対する意見決定について

議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 25 年度第 25 号農用地利用集積計画に対する意見決定について

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 5 号 農地法第 2 条の規定による農地でない旨の証明について

議案第 6 号 買受適格証明願について

議案第 7 号 農地流動化奨励金申請について

議案第 8 号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について

6 . 農業委員会事務局職員

事務局長 羽生 幸一

農地振興係長 河野 彰子

農地振興係 河野 裕太

(総合農政課農業再生対策係長) 鮫島 幸紀

7. 会議の概要

- 事務局 それでは本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第6条により成立していることを報告いたします。
- 議長 ただいまから、第26回農業委員会定例総会を開会いたします。
- 議長 日程第1、会議録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。
(「はい」の声あり)
- 議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号9番、高田照美委員。10番、石堂 かよ子委員を指名します。
- 議長 日程第2、諸般の報告。局長が行います。
- 事務局 それでは別紙にて会長諸般の報告を行います。8月20日、町糖業振興会総会、13時30分から研修センターで開催され、会長が出席しております。8月23日、人・農地プランの取り組みに関するヒアリング、10時から熊毛支庁で開催され、会長・局長・職員で対応しております。内容については、南種子町における取り組み状況と今後の対策についてであります。8月24日、南種子町農業委員会、農業委員・農地協力員・職員合同交流会が西之のほうで開催されております。8月26日、県農業会議8月定例常任会議員会議が13時30分から鹿児島市で開催され、係長が出席しております。内容については農地法第5条第1項の規定による農地の転用のための権利移動に関し、南種子町農業委員会会長の諮問に答申する件であります。同日、小平山集落農地管理組合第3回運営委員会が19時30分から小平山公民館で開催され、局長・農地相談員が出席しております。内容につきましては不在地主への組合活動の周知、組合名簿の見直しと農地相談状況についてであります。9月2日から3日、鹿児島県女性農業委員の会総会及び研修会が13時30分から鹿屋市で開催され、石堂職務代理が出席しております。内容等については、総会は平成24年度実績と平成25年度計画、研修会においては農業委員会組織をめぐる情勢と女性農業委員の活動状況についてであります。9月2日、南種子町畜産共進会が8時30分から町畜産センターで開催され、会長・局長が出席しております。内容については畜魂祭、共進会、肉用牛50頭であります。9月10日、現地調査、9時から町内です。出席者については会長、西園農地部長、寺田・小脇又男・高田・西田委員、事務局であります。内容については、3条・5条・農地転用・非農地・買受・奨励金・現況確認・農地パトロールであります。9月17日、南種子町でん粉原料用さつまいも坪堀調査、9時から開催され、職員が対応しております。内容については平成25年度産でん粉原料用さつまいも坪堀調査であります。調査結果については、後ほど全員協議会の中でご報告します。以上で諸般の報告を終わります。

議 長 日程第3、議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成23年度第14号農用地利用集積計画の一部変更に対する意見決定について、を議題とします。事務局より議案第1号の説明をお願いします。河野係長。

事 務 局 議案第1号について説明いたします。議案第1号は農用地利用集積計画の一部変更、賃貸借権1件について承認を求めるものでございます。資料2ページから5ページに関するものです。資料2ページのほうをお開きください。

【議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の一部変更について内容を説明】

以上、1号議案について承認を求めるものです。よろしく申し上げます。説明を終わります。

議 長 事務局より説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第1号については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。全員賛成ですので原案のとおり決定いたします。議案第1号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 日程第4、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成25年度第25号農用地利用集積計画に対する意見決定について、を議題とします。事務局より議案第2号の説明をお願いします。河野係長。

事 務 局 議案第2号は農用地利用集積計画の承認について、平成25年9月30日を公告日とする農用地利用集積計画 賃貸借権4件を定めたいので承認を求めるものです。資料は8ページから9ページをご覧ください。

【議案書にもとづいて、農用地利用集積計画(案)の内容を説明】

利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、承認を求めるものです。説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。

(「ありません。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第2号については原案どおり決定するこ

とに賛成の方の挙手をお願いいたします。全員賛成ですので原案どおり決定いたします。議案第2号については原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第5、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、譲渡人・A 外2名、譲受人・B 外1件を議題とします。議案第3号の説明をお願いします。河野主事補。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転が2件です。議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、資料を読み上げます。

【議案第3号、整理番号1番から2番を議案書をもとに朗読】

これらの件につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の総てを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号1番。西園和良委員。

12番委員 それでは説明いたします。先ほど、係から説明がございましたが、この土地につきましては共有地であったということで、40数年以前に分割された土地であります。それで入会林野で一応、名義変更代表者3名にしておりますので、このほどの地籍調査で完全に分筆確定しましたので、ここにも記載のとおり、名義整理ということで問題ありませんのでよろしくをお願いいたします。

議長 整理番号2番、小脇又男委員。

6番委員 18ページの字図をみていただければ。土地の周辺はCさんの原野、それからその右側の、Dさんの畑、そして今回の案件、この3枚は現況で1枚になっております。今回はEさんの分の名義整理ということで、昔、なんか訳ありでCさんのお父さんが譲り受けて現在に至っております。以前から耕作をしているようでございます。ということで今回はEさんの分の名義整理という形で出しております。以上です。

議長 担当委員の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「ありません。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第3号については原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。全員賛成ですので原案どおり決定いたします。議案第3号については原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第6、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、譲渡人・F、G、譲受人・有限会社H運送 代表取締役Iを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。河野主事補。

事務局 はい。今月の農地法第5条の許可申請は1件です。議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、資料を読み上げます。

【議案第4号、議案書をもとに朗読】

詳細につきましては、20ページから25ページの間に添付しています。農用区域外で都市計画区域外となっています。1種農地なんですけれども、目的が農業用施設を建てるということで特に問題はないと思われれます。以上で説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。なお、現地調査実施日に地区担当委員が都合により欠席でありましたので、西園農地部長から説明をお願いします。

12番委員 それでは説明をいたします。このGさんの分につきましては、台帳は山林、現況は畑ということですが、この土地につきましては、私が借用してサトウキビを植えておりましたが、賃貸借権が5月の時点で切れておまして、それ以降の賃貸借権は更新しておりません。その時点で少し話が伝わってきましたので、サトウキビについても、管理はいたしておりましたが、制度上の手続きは繋いでいないということをお伝えしておきます。それとまた、Fさんの土地につきましては、そばに隣接したくぐりの入った畑でございます。その土地については駐車場として使用したいということです。よろしく審議をお願いいたします。

議長 調査委員の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「ありません。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第4号については原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。全員賛成ですので原案どおり決定いたします。議案第4号については全員賛成ですので、原案どおり許可相当とし、県農業会議に諮問することといたします。

議長 日程第7、議案第5号 農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明(非農地証明)について、申請人・Jを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。河野主事補。

事務局 はい。議案第5号 農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明(非農地証明)について、資料を読み上げます。

【議案第5号、議案書をもとに朗読】

字図等については27ページから28ページに添付しています。以上で説明を終わります。

議長 　ただ今の説明に関連しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果、並びに補足説明をお願いいたします。高田委員。

9番委員 　この土地につきましては、　　の学校の傍でございます。　　の消防所の裏側になりますけれども、ここは昭和 46 年頃からということでございますけれども、それ以上、約 40 年近く耕作をされていない土地でございます。その関係で現況としてはもう大きなマテの木、それから地の竹が生い茂りまして、到底いまの現況ですぐすぐ農地に転用出来るような現況ではありませんでした。しかしながら、境界線につきましては、大体 4 畝ある程度でありますけれども、それぞれ根絶打ちをして境界がはっきり分かるような状況にしてありました。そういうことで、農地への復帰が出来ないということで、非農地の申請が出ておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長 　担当委員の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「ありません。」の声あり）

議長 　異議がないようですので、議案第 5 号については原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。全員賛成ですので原案どおり決定いたします。議案第 5 号については原案のとおり決定いたしました。

議長 　日程第 8、議案第 6 号 買受適格証明願について、申請人・K を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 　はい。今回は南種子町税務課の公売による所有権の移転で、農地法第 3 条の許可を要する農地についての売却です。

【議案第 6 号、議案書をもとに朗読】

なお、上記申請人において、農地法第 3 条許可申請があった場合は、農業委員会会長判断で処理するという付帯決議まで、よろしくお願ひします。以上で説明を終わります。

議長 　ただ今の説明に関連いたしまして、地区担当委員の方から現地調査の結果、並びに補足説明をお願いいたします。寺田誠委員は欠席ですので、農地部長、お願ひします。

12番委員 　それでは説明いたします。申請人の K さんにつきましては、下限面積等の制約等もございませんので、現在耕作も適正にされておりますので、何ら問題ないと思われまますので、よろしくお願ひいたします。以上で終わります。

議長 　説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「ありません。」の声あり）

議長 　異議がないようですので、議案第 6 号については原案どおり決定するこ

とに賛成の方の挙手をお願いします。全員賛成ですので原案どおり決定いたします。議案第6号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 日程第9、議案第7号 農地流動化奨励金交付申請について、申請人・
事務局 L 外8件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
はい。議案第7号 農地流動化奨励金交付申請について説明します。

【議案第7号、議案書をもとに朗読】

現地調査において、耕作されていることを確認してありますので問題はないと思われま
す。以上で説明を終わります。

議 長 担当者の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありま
せんか。

(「ありません。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第7号については原案どおり決定するこ
とに賛成の方の挙手をお願いいたします。全員賛成ですので原案どおり決
定いたします。議案第7号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 日程第10、議案第8号 農業振興地域整備変更計画書(案)に関わる意
見について、を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
総合農政課、鮫島係長。

農業再生対策係長 では、議案第8号について説明をいたします。議案第8号は農業振興地
域整備計画に対する意見を求めるものであります。資料は33ページか
らになります。36ページをご覧くださいと思います。今回の変更は
農業振興地域からの除外1件であります。申請者はMさん、変更しよう
とする土地が でありま
す。除外面積については、555㎡になります。
変更後の用途は一般住宅であります。資料は38ページに添付してござい
ます。資料についてはお目通しをお願いしたいと思います。以上です。よ
ろしくお願いいたします。

議 長 担当者の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありま
せんか。

(「はい。」の声あり)

12番委員 はい、よろしいですか。一応、ここにマッチする土地が書いてありま
すが、申請地が誰の土地に向いているか、そこら辺りが写真で見たときに合
わせ難かったものですから。

議 長 はい、係長。

農業再生対策係長 すみません。場所が37ページの資料でいくと、左上のほうに、Nさんの
家の前の畑になります。ちょっと見難くて申し訳ありません。現在は畑で
あります。

議 長 意見のある方、挙手をお願いします。

議 長 今の説明では、Nさんの宅地の前の畑であるということです。他に。

議 長 他にありませんか。

(「ありません。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第8号については原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。全員賛成ですので原案どおり決定いたします。議案第8号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 以上で、本日の総会の議案事項は全て終了いたしました。ありがとうございました。